性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

令和５年６月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティ（SOGI）の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（議員立法）が公布・施行
→理解増進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定・閣議決定することとされている

既存の各種取組や様々な調査研究に関する情報収集やヒアリング等により収集した知見に基づき、基本計画を作成

基本理念（第１章）

○理解増進法及び基本計画により、**SOGIの多様性に関する国民一人一人の理解を深めることで、性的マイノリティもマジョリティも安心して生き生きと人生を送ることができる共生社会の実現を目指す**。

○理解増進施策は、**全ての国民が、SOGIにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念**にのっとり、SOGIを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもとに、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行う。（法３条）

現状・課題（第２章）

＜SOGIの多様性を取り巻く現状と課題＞

○SOGIは必ずしも外見上明らかなものではないため、多様なSOGIの存在が実感しづらく、**理解増進の必要性が認識されていない**。

○SOGIに関するいじめやハラスメントを経験している人、自らのSOGIを打ち明けた際に否定的な反応をされるのではないかと不安に思い、家族にすら打ち明けられず孤独・孤立を抱えてしまう人もいる。

○他方で、SOGIの多様性について認識しつつも、自分の言動が誰かを傷つけはしないかという戸惑い、その他SOGIの多様性にまつわる様々な不安を感じている人もいる。

○このように、**SOGIの多様性についての認識は広がりつつあるが、一方で、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる**。

＜理解増進に関する取組の現状と課題＞

○国、地方公共団体、事業主、学校の設置者及び学校、それぞれにおいて理解増進に関する取組を実施。

○SOGIの多様性に関しては様々な意見があり、国からの情報提供等が十分でないことも相まって、**地方公共団体や事業主等の取組状況も様々**。

○保護者への普及啓発が十分でないことで、こどもがSOGIに関する悩みを家庭で打ち明けられず孤独や孤立を招いているとの指摘もある。

○様々な相談の背景にSOGIの多様性があり得るが、**各種相談窓口等の職員の理解不足**によって、そうした困り事等の可能性が認識されずに適切な対応に繋がらない場合や、不適切な対応を受けることを恐れてそもそも相談を躊躇する人がいるとの指摘もある。

（※）性的指向（Sexual Orientation）：恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。
ジェンダーアイデンティティ（Gender Identity）：自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画

理解増進施策の基本的考え方（第３章）

○必要な学術研究等を推進するとともに、研究機関で実施されている研究成果等を収集し、理解増進施策に反映するよう努めることが求められる。

○知識の普及啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて重層的に行うことが望ましい。国から各主体への取組事例の共有も有効。

○SOGIは成長過程において変動があり得るものとされており、若年層への普及啓発の際には、心身の発達に応じた対応が求められる。

○SOGIを専門とする相談機関だけでなく、様々な相談機関が適切に対応できるよう、各相談機関への必要な知識の普及啓発を行うことが求められる。

○自らのSOGIに従って社会生活を営む利益は重要であり、取組を進めるに当たっては、様々な意見に耳を傾けながら、個々の状況において対応の在り方を模索することが求められる。異なる意見にも寛容に、自由な意見交換ができる気運の醸成に努めるとともに、幅広く共感を得ながら着実に理解を増進していくことが重要。

講ずべき理解増進施策（第４章）

＜学術研究等＞

○SOGIの多様性に関する国民の意識等について定期的に把握。

○関連する分野の知見に係る国内外の状況や研究動向を把握し、関係行政機関に共有。 等

＜知識の着実な普及＞

○SOGIの多様性に係るリーフレットや研修動画を作成、自治体等に提供することで、地域や家庭における広報・啓発活動を一層推進。

○国民一人一人の人権意識を高めるための啓発活動を推進。

○社会教育施設における取組の充実に向けて、職員に対する情報提供等を実施。

○医療機関や福祉関係施設に対し、自治体を通じるなどして知識を普及。

○行政職員や教職員に対し、様々な研修の機会等を通じて知識を普及啓発。

○誰もが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取組事例等の周知を通じ、事業主や労働者の理解を増進。

○地域や学校における心身の発達に応じた取組のため、人権教育に関する調査研究等を実施。 等

＜相談体制の整備＞

○国の各行政機関において、職員からの相談に対応できるよう体制を整備するとともに、相談員を対象とする研修を実施。

○自治体における相談対応の充実に向けて、参考となる事例を共有。

○教職員向けのパンフレットや各種研修会等を活用し、教職員の理解を促進。スクールカウンセラー等を活用し、児童生徒等に対する相談体制を充実、関係機関との連携を促進。

○よりそいホットラインで性的マイノリティに関する相談にも対応。

○孤独・孤立相談ダイヤルにおいて、孤独・孤立に関する悩みについて相談を受付。

○違法・有害情報相談センターにおいて、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関する相談を受付。

○その他、様々な相談機関においてSOGIを背景とした相談対応が適切に行われるよう、必要な知識の普及啓発を実施。 等

推進体制・見直し（第５章）

○理解増進連絡会議を開催し、関係府省間の連絡調整を通じて、理解増進施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

○毎年一回、理解増進施策の実施状況を公表。各府省は、その結果も踏まえ、理解増進施策の一層効果的な推進に向けた検討を行う。

○おおむね３年ごとに、基本計画を見直す。